

福岡県公報

令和5年5月16日
第 397 号

目 次

告 示 (第310号 - 第312号)

○土地収用法に基づく事業の認定	(用 地 課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	3
公 告		
○落札者等の公示	(税 務 課) ……………	3
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	4
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課) ……………	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) ……………	8
○一般競争入札の実施	(教育庁施設課) ……………	9
○落札者等の公示	(税 務 課) ……………	12
○落札者等の公示	(税 務 課) ……………	12
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ……………	13
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) ……………	13
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) ……………	14
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) ……………	14
○県営土地改良事業の換地計画	(農村森林整備課) ……………	14
○基本測量の終了	(県土整備総務課) ……………	15
○基本測量の終了	(県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	15

○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	15
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	16
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	16
○意見募集の結果の公示	(都市計画課) ……………	16

公安委員会

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部総務課) ……………	17
-----------------------	-----------------	----

告 示

福岡県告示第310号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 起業者の名称
大川市
- 2 事業の種類
「大川の駅」整備事業（道の駅）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県大川市大字大野島字服部開、字大上拓地、字二丁開及び字瓢箪開地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大川市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、令和5年度一般会計予算により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、大川市が同市大字大野島字服部開、字大上拓地、字二丁開及び字瓢箪開地内において、環有明海地域の連携と活性化、広域的産業・観光振興の連携強化と拠点づくりを実現するため整備する「大川の駅」のうち、「道の駅」部分を整備するものである。

同市は、古くから木工業で栄えた地域であるが、その事業所数及び生産額は年々減少している。生活様式の変化による婚礼家具等の売上減少や安価な輸入家具製品等の増加により、今後も家具関連需要は減少するとみられている。また、同市は、水稲・いちご・海苔等の農水産業が盛んな地域でもあるが、市内に物産直売所がなく、農水産業とも従事者が減少傾向にあり、高齢化や担い手不足に伴い、新規就業者の確保や育成、所得水準の向上が課題となっている。また、筑後地域の観光客数は近年ほぼ横ばいとなっており、観光客の誘致が課題となっている。

このような課題の解決を図るため、同市は令和2年3月に策定した「大川市第6次総合計画」において、「大川の駅」を環有明海地域の連携と活性化、広域的産業・観光振興の連携強化と拠点づくりを実現するための施設として位置づけ、本件事業を実施することとしたものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、地域振興機能施設として、木材を使用したものづくりのおもしろさや楽しさを実感できるDIYスペース、広域情報発信スペース、農水産物等の直売所及びレストラン等を設置することで、地域の食や木の魅力をPRすることができ、農漁業者等の所得向上や担い手不足等の改善が図られる。また、地域交流機能施設として、屋外にイベント広場や子供の遊び場等を整備することで、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化を図ることが期待できる。さらに、防災機能施設として備蓄倉庫を設置し、災害時の近隣住民や道路利用者の一時避難場所としての活動等や有明海沿岸道路に近接するという立地特性を活かし、広域的な災害支援活動の拠点となるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者の調査によると、起業地周辺に水路（クリーク）や河川が存しているが、本件事業で整備する施設から生じる雑排水については、合併処理浄化槽を設置して処理することとしており、雨水処理を含めて、周辺水路や河川での生態系に与える影響はないと予測されている。また、本件事業の施工区域内において、保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財は確認されておらず、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ なお、本件事業に係る起業地に農業振興地域が含まれているが、福岡県知事から起業地に編入すること及び農業振興地域整備計画の変更について、やむを得ないとの意見書を得ており、大川市の土地利用計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、立地条件、有明海沿岸道路の大野島インターチェンジからのアクセス、将来交通量及び他の道の駅との位置関係等から3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、立地条件に優れ、事業費は安価であることから、社会的、経済的及び技術的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は「大川市第6次総合計画」（令和2年3月策定）に掲げられている事業であること、大川市では木工業及び農漁業の低迷が課題となっており、早期に本件事業を施行し、地域の活性化を図る必要があること、また、「大川市国土強靱化地域計画」（令和4年3月策定）において防災拠点として位置づけられており、早期完成が推進されている事業であることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は

使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、大川市から申請のあった「大川の駅」整備事業（道の駅）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

大川市役所（大川の駅整備振興課）

福岡県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡 県 道	福 岡 県 道	福 岡 県 道 志 摩 原 線	前	糸島市志摩野北887番4先から 糸島市志摩野北885番3先まで	5.6 ～ 23.5	22.0
			後	糸島市志摩野北907番1先から 糸島市志摩野北885番3先まで	7.2 ～ 23.5	54.5

福岡県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年5月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡 県 道	福 岡 県 道 志 摩 原 線	糸島市志摩野北907番1先から 糸島市志摩野北885番3先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称
県税に係る収納管理事務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 契約相手方の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社福岡銀行
 - 住所
福岡市中央区天神二丁目13番1号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,481,670円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

電子黒板等賃貸借契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年6月6日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競

争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 契約事項の名称
電子黒板等賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による
- (3) 契約期間
契約締結日から令和11年9月30日まで
- (4) 履行場所
入札仕様書による
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第

371号)に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和5年6月27日(火曜日)現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	AA・A
05	02	電気通信機器	AA・A
13	08	リース・レンタル	AA・A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和5年6月19日(月曜日)午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3880(ダイヤルイン)

(FAX) 092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3880(ダイヤルイン)

(FAX) 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和5年5月16日(火曜日)から令和5年6月9日(金曜日)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。(ただし、令和5年6月9日(金曜日)のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。)

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和5年6月27日(火曜日)午前10時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県庁 4 階 教育庁第 1 会議室

(2) 日時

令和 5 年 6 月 27 日（火曜日）10 時 30 分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の 100 分の 5 に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載している。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of electronic blackboards and related equipment for use in public schools in Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit of Tender :
10 : 00 A. M. on June 27, 2023
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守業務契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに

該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- ク 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 - チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
 - ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年6月5日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

教育情報ネットワークに係るサーバ等機器賃貸借及び保守業務契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371 号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 5 年 6 月 26 日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
-----	-----	-------	----

05	01	電気器具	A A
05	02	電気通信機器	A A
13	08	リース・レンタル	A A

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が 1 の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記 5 に掲げる者へ令和 5 年 6 月 15 日（木曜日）午後 3 時 00 分までに提出して承認を受けた者。

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟 4 階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

F A X 番号 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5 の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和 5 年 5 月 16 日（火曜日）から令和 5 年 6 月 5 日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで 5 の部局で交付する。（ただし、令和 5 年 6 月 5 日（月曜日）のみ午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで交付する。）

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年6月26日（月曜日）午前11時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁第1会議室

(2) 日時

令和5年6月26日（月曜日）午前11時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of network server and related equipment
- (2) Time Limit if Tender :
11 : 00 A. M. on June 26, 2023
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
令和5年度福岡県自動車税種別割納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課

- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
TOPPANエッジ株式会社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
46,415,138円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）申告受付等に係る業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日

令和 5 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

福岡県自動車販売店協会

(2) 住所

福岡市東区千早三丁目 9 番 23 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

200,988,480円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第 13 条 1 (b) に該当

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成 14 年福岡県条例第 80 号）第 19 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

ヤマヒロ工業株式会社

(2) 所在地

佐賀県小城市小城町池上 366 番地

(3) 代表者

代表取締役 山口 寛彰

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和 5 年 4 月 26 日

4 処分の理由

事業者の役員が法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第 14 条第 5 項第 2 号ニに該当するに至った。このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号に該当する。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成 14 年福岡県条例第 80 号）第 19 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社サイガン工業

(2) 所在地

大分県宇佐市大字高砂新田 272 番地の 4

(3) 代表者

代表取締役 西願 文雄

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和 5 年 4 月 25 日

4 処分の理由

事業者は、法第 7 条第 5 項第 4 号ホに該当したことにより、法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当するに至った。このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システムのメンテナンス業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
T I S株式会社 九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
199,617,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
T I S株式会社 九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
39,930,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を令和5年5月2日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女市星野村字森ノ下 外	換地計画書の写し	令和 5 年 5 月 16 日から 令和 5 年 6 月 13 日まで	八女市役所 星野支所

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 5 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市	令和 5 年 3 月 20 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 5 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
直方市、行橋市、豊前市、中間市、添田町、 苅田町、みやこ町、上毛町、築上町	令和 5 年 3 月 14 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福智町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 5 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福智町、川崎町、香春町、添田町、大任町、赤村	令和 5 年 3 月 17 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 5 年 5 月 16 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真測量：修正数値図化）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市	令和 5 年 3 月 17 日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大刀洗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条

において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大刀洗町（全域）	令和5年3月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、篠栗町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
篠栗町大字萩尾	令和5年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、柳川市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市全域	令和5年3月27日

公告

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の一部改正案について、令和4年6月20日から令和4年7月20日までの間、御意見を募集したところ、5人から9件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

令和5年5月16日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見の概要と考え方

意見の概要	意見に対する考え方
審査基準 § 1-1(7)の集客施設が含まれる場合の一体の開発行為について、部分的に敷地を拡張する場合の開発行為の範囲や審査手数料がわかりにくい。	御意見を踏まえ、集客施設の場合の一体の開発行為の取扱いについて説明を追加しました。
審査基準 § 1-6(2)イ(オ)⑤の歩道がある道路の隅切りについて、一律に義務付けるのではなく、これまでどおり現場の状況に応じて判断できるようにしてもらいたい。	御意見を踏まえ、歩道がある道路については、一律に隅切りの設置を義務付けるものにならないよう修正しました。
審査基準 § 1-6(2)イ(ア)の公園等の設置基準について、小規模な公園は利用者が少なく管理もなされていない場合が多いことから、公園等の設置が必要となる開発区域の面積の最低限度の要件を緩和してもらいたい。	都市計画法第33条第3項において、公園等の設置基準の緩和は地方公共団体が条例で行うこととされており、審査基準により緩和することはできません。なお、一部の地方公共団体では、公園等の設置が必要となる開発区域の面積の最低限度を条例により1ヘクタールに緩和しています。
審査基準 § 1-6(2)イ(イ)の公園等の設置義務の例外について、「その敷地が一つで」の要件を撤廃してもらいたい。この要件があることにより、複合施設で十分な空地がある場合でも、敷	公園等の設置義務の例外については、都市計画法施行令第25条第6号ただし書において、「その敷地が一である場合」と規定されており、審査基準により撤廃することは

<p>地が分割されていれば公園等を設置しなければならなくなる。少なくとも、公共施設として公園等が必要な場合は、当該公共施設用地の市町村への帰属や分筆を不要とし、管理協定で処理できるようにしてもらいたい。</p>	<p>できません。また、公共施設の管理については、都市計画法第32条において、市町村との協議が義務付けられており、審査基準により公共施設用地の市町村への帰属や分筆を不要とすることはできません。</p>
<p>審査基準 § 1 - 6(3)アの開発区域内の下水の排出について、行政機関による整備事業の場合と開発許可の場合で、降雨強度、流出係数が異なっている。官民一体の整備が不可欠と言われているが、基準から整備が必要ではないか。</p>	<p>いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>審査基準 § 8 - 4(1)アの区域区分の日以前に建築された建築物について、「区域区分の日に建築物が存在していることが必要である。」との条件を追加しているが、区域区分の日以前に建築物を取り壊し、土地所有者の経済的な事情等によって建築物の再建を見合わせていたようなケースでは、当該土地所有者は自身の家を再建することができなくなり問題ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、区域区分の日に建築物が存在しない場合であっても、例外的に許可を要しない場合について追記しました。</p>
<p>審査基準 § 8 - 4(1)アの区域区分の日以前に建築された建築物について、「区域区分の日に建築物が存在していることが必要である。」とする一方で、「区域区分の日における建築物の用途及び規模（建築物が滅失している場合は、当日時点における登記事項証明書等で確認できる用途及び規模）」となっており、矛盾しているのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、区域区分の日に建築物が存在しない場合には、許可を要しない改築には該当しないことが明確となるよう文言を修正しました。</p>
<p>審査基準 § 8 - 4(1)アの区域区分の日以前に建築された建築物について、旧玄海町地区では区域区分の日に建築物が存在しない場合でも許可を要しない取扱いとしてもらいたい。</p>	<p>もともと審査基準では、区域区分の日に建築物が存在していることを前提として、従前と同じ敷地における同規模・同用途での改築については許可を要しないとしています。しかし、区域区分の日以前に建築物が滅失している場合であっても許可を不要になると誤解するケースがあることから、今回特に明記したものであり、証明願の取扱いを変更するものではありません。</p>
<p>今回の改正案は、全体的にわかりやすくなっており、非常に良い。</p>	<p>御賛同いただきありがとうございます。</p>

2 施行日

令和5年4月1日

3 問合せ先

建築都市部都市計画課開発第一係、開発第二係

電話：092-643-3715

メールアドレス：toshi@pref.fukuoka.lg.jp

公安委員会

福岡県公安委員会告示第111号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号、以下「行手条例」という。）第37条第4項第5号の規定に該当するため、行手条例に定める意見公募手続を実施しないで、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく公安委員会及び警察本部長の「申請に対する処分」に係る審査基準（以下「審査基準」という。）の設定を行ったので、行手条例第41条第5項の規定に基づき告示する。

令和5年5月16日

福岡県公安委員会

1 意見公募をしなかった理由

審査基準は、令和5年1月31日から同年3月1日までの間、福岡県総務部県民情報広報課において、行手条例第37条第1項の規定に基づき意見公募手続を実施し、令和5年3月23日に設定された福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準と実質的に同一の内容であり、行手条例第37条第4項第5項に該当することから、意見公募を実施しなかったもの。

2 審査基準の設定の日

令和5年5月16日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部情報公開室に備え置く。